

答 申 第 3 号
令和5年11月29日

芦屋市長 高島 峻輔 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第3項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年4月21日付け芦総総第44-1号による下記の諮問について、以下のよう
に答申します。

記

「カフェ運営事業者の選定経緯がわかる議事録等及び当該団体に出した行政財産の
目的外使用許可に関する一連の議事録等」についてなされた令和5年3月7日付け公
文書不存在決定処分に対する審査請求に関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年2月27日付け公文書公開請求について、令和5年3月7日付けで芦総用第1767号公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和5年2月27日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「カフェ運営事業者の選定経緯がわかる議事録等及び当該団体に出した行政財産の目的外使用許可に関する一連の議事録等」について、実施機関に公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、令和5年3月7日付けで本件請求に対して、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和5年3月31日付けで本件処分に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、令和5年3月31日付けで処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

他の自治体の幹部にも聞いたが、プロポーザル方式では公文書非公開という判断はあっても、公文書（議事録）不存在などありえない。事務局以外にも選定委員が5人もいながら、協議がなかったから議事録は作っていないというのは行政としてあるまじきことであり、協議なしで事を決めていくことは常識的にありえない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書及び意見聴取において主張している内容は、次のように要約される。

カフェ運営事業者の選定については、「芦屋市役所本庁舎北館1階カフェ運営事業者提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、選定基準

に基づき応募者から提出された事業計画書等の書類審査及び提案審査を行い、5人の選定委員による採点を行った結果、高得点であった事業者を選定したものであり、評点表を作成し、選定結果の報告の決裁も作成している。また、令和2年12月3日芦屋市議会総務常任委員会に所管事務調査「本庁舎北館1階カフェ運営事業者募集の結果について」として市議会に対しても選定結果内容を報告している。審査請求人からの「カフェ運営事業者の選定経緯がわかる議事録等」の公文書公開請求については、請求時点において公開請求に係る公文書を特定するため公開請求者に聞き取りを行った結果、選定時の議事録以外の書類については不要という意思確認をとっており、審査委員の協議により事業者を決定するものではないため、審査委員会の議事録は作成していないことから、公文書不存決定を行った。

また、行政財産の目的外使用許可については、「行政財産の使用許可申請書」の提出があった場合、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、許可の可否を文書による決裁行為にて決定しており、議事録については作成していないことから、上記と同様に公文書公開請求時点において公開請求者に聞き取りを行った結果、議事録以外の書類については不要という意思確認をとっていたことから公文書不存決定を行った。

第5 審査会の判断

1 請求対象文書の特定について

実施機関は、本件請求時に公文書公開請求書の公開を請求する公文書の件名又は内容に「等」が含まれていたことから、公開請求に係る公文書を特定するため、公開請求者に議事録以外の文書の特定を求めたところ、議事録以外の文書については不要という意思確認をとっていると説明している。また、公文書公開請求の受付を担当する総務部総務室総務課の職員に確認したところ、所管課が公開請求者に対して上記説明をしていることも確認できた。

よって、実施機関が本件請求に対し、「カフェ運営事業者の選定経緯がわかる議事録及び当該団体に出した行政財産の目的外使用許可に関する一連の議事録」を請求対象文書として特定したことは妥当である。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、請求対象文書のうち、カフェ運営事業者の選定経緯がわかる議事録については、審査委員の協議により事業者を決定するものではないため、審査委員会の議事録は作成していないことから、また、当該団体に出した行政財産の

目的外使用許可に関する一連の議事録については、許可の可否を文書による決裁行為にて決定しており、議事録については作成していないことから、それぞれ条例第11条の規定に基づき、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服とし、その処分の取消し並びにカフェ運営事業者の選定経緯がわかる議事録及び当該団体に出した行政財産の目的外使用許可に関する一連の議事録（以下「本件対象文書」という。）の公開を求めている。そこで、以下において、不存在決定処分の妥当性について検討することとする。

(1) カフェ運営事業者の選定経緯がわかる議事録について

ア 芦屋市役所本庁舎北館1階カフェ運営事業者の選定について

芦屋市役所本庁舎北館1階カフェ運営事業者（以下「事業者」という。）の選定に当たっては、「芦屋市役所本庁舎北館1階カフェ運営事業者提案競技審査委員会設置要綱」に基づき、事業者提案競技に係る提案内容の審査をするため、審査委員会を設置している。

審査委員会は、①カフェ運営事業者提案競技に係る募集要項及び評価基準の作成②応募図書等の審査及び提案合格者の選考を所掌事務とし、第1回審査委員会（令和2年9月15日開催）において、委員委嘱、委員長の選出、募集要項及び評価基準の作成を行い、第2回審査委員会（令和2年11月16日開催）において、プレゼンテーション実施及びヒアリング審査（応募図書等の審査及び提案合格者の選考）を行っている。具体的には、選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書等の書類審査及び提案審査を行い、5人の審査委員による採点后、事業予定者を選定する審査を行っている。提案合格者の選考結果については、市長に報告され、また、令和2年12月3日芦屋市議会総務常任委員会においても報告されている。

イ 附属機関等における会議録等（議事録を含む。以下同じ。）の作成について

芦屋市では、「芦屋市附属機関等の設置等に関する指針（以下「指針」という。）」において、「附属機関等は、公開・非公開の会議にかかわらず、各所管課長が会議終了後に速やかに会議録又は会議の要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。」と定めており、また、会議録等の作成及び公表の対象となる「附属機関等」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する附属機関及び附属機関に準ずる機関と定めている。指針において、附属機関に準ずる機関とは、「有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、

規則及び要綱等により設置するもの（委員会、協議会、懇談会、懇話会等）」と定義している。

なお、会議録等の作成及び公表等その他の必要事項については、「附属機関等の会議録等の作成及び公表に関する要領」に定めており、「会議が非公開又は一部公開で行われた場合は、会議録を作成した上で、別途会議要旨を作成して公表する。」など、非公開の会議の会議録等の作成の取扱いについても定めている。

ウ 実施機関は、審査委員による協議・採点は事業者を最終的に決定するものではないため、審査委員会の議事録は作成しなかったと主張する。

しかし、芦屋市の指針によると、本審査委員会は附属機関に準ずる機関に該当するものと考えられ、会議の審議内容に関わらず、実施機関は会議録等を作成すべきである。

以上のように、本審査会としては、本件対象文書のうち、カフェ運営事業者の選定経緯がわかる議事録については、これを作成しなかった実施機関の取扱いは適切ではなかったと判断するが、実施機関が当該文書を作成し保有していることをうかがわせる事情も認められないため、結論的には、不存在の主張を認めざるを得ない。

(2) 行政財産の目的外使用許可に関する一連の議事録について

実施機関は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産の目的外使用許可については、許可の可否を文書による決裁行為にて決定するため、議事録は作成していないと主張する。

本審査会が確認したところ、芦屋市では、行政財産の目的外使用許可に関しては、通常は会議等を開催して審議・協議するのではなく、文書による起案、審査及び決裁という手続きを経て、意思決定がなされている。本件においても行政財産の使用許可申請に対して許可する決裁を経た文書は保存されているものの、議事録は作成していないため不存在であるという実施機関の主張に不合理な点は認められない。

3 結論

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年4月21日	諮問書の受理
令和5年6月15日	第1回審議
令和5年7月20日	第2回審議 実施機関意見聴取
令和5年8月24日	第3回審議
令和5年10月10日	第4回審議
令和5年11月29日	第5回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	